



鳥取県公報

平成14年 2月22日(金)
第 7 3 6 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	県営土地改良事業計画の変更 (2件) (90・91) (耕地課)	1
	土地収用法による事業の認定 (92) (管理課)	2

告 示

鳥取県告示第90号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業 (県営ほ場整備事業下北条地区区画整理) に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 2月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成14年 2月25日から22日間
- 縦覧に供する場所
北条町役場
- 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第91号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業 (県営中山間地域総合整備事業上庄地区農業用排水、農道整備、区画整理、客土及び暗きょ排水) に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 2月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年 2月25日から22日間

3 縦覧に供する場所

東伯町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第92号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 2月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

岩美町

2 事業の種類

岩美町立岩美病院建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分 岩美郡岩美町大字浦富字国次、字畦曲及び字竹ヶ下地内

(2) 使用の部分 なし

4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

岩美郡岩美町大字浦富675 - 1

岩美町役場